

平成 26 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 26 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 26 年 9 月 11 日 日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田正一 君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 構 浩光 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有浦 幸治 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議案第 45 号	平成 25 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第 2	議案第 46 号	平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 3	議案第 47 号	平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 4	議案第 48 号	平成 25 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 5	議案第 49 号	平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 6	議案第 50 号	平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 7	議案第 51 号	平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 日程第 8 議案第 52 号 平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 9 議案第 53 号 平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 10 議案第 54 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 11 選挙第 1 号 東彼杵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第 12 報告第 4 号 平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 13 請願第 2 号 手話言語法制定求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第 14 陳情第 3 号
1. 町有地（旧 千綿紡績跡地 許可番号東彼管第 15 号 東彼杵町瀬戸郷字寺田 734 番地ほか 7 筆 5,083.87 m²）を、東部地区周辺住民の健康づくりの拠点広場として継続使用を求める陳情
 2. 測量設計業務執行においては、町長から地区住民へ十分な説明を求める陳情
 3. 将来この地を宅地として分譲する場合は、瀬戸・駄地地区の公共下水道供用区域にする事を求める陳情
 4. 将来この地に住宅が建築された場合は、周辺用水路（下流の分岐点）の氾濫が懸念されるので、改良工事を求める陳情
 5. 新たな住民が転入される事により、犯罪抑止の為、分譲地及び周辺地区に、防犯カメラ・防犯灯の設置を求める陳情
- 日程第 15 陳情第 4 号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 追加日程第 1 発議第 4 号 「議員定数問題特別委員会」の侮辱に対する懲罰について

開 会（午前 9 時 30 分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。会議を始める前にお知らせを致します。本日、副町長と建設課長が、災害査定の為 10 時 15 分から退席致します。ご了承下さい。

それでは、只今の出席議員は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

- 日程第 1 議案第 45 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 2 議案第 46 号 平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 3 議案第 47 号 平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 4 議案第 48 号 平成 25 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 5 議案第 49 号 平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 6 議案第 50 号 平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 7 議案第 51 号 平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 8 議案第 52 号 平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 9 議案第 53 号 平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

○議長（森敏則君）

これから議事に入ります。

日程第 1、議案第 45 号、平成 25 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件。日程第 2、議案第 46 号、平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 3、議案第 47 号、平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 4、議案第 48 号、平成 25 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 5、議案第 49 号、平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 6、議案第 50 号、平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 7、議案第 51 号、平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 8、議案第 52 号、平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 9、議案第 53 号、平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件。

以上、9 議案を一括議題とします。会計別に説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。議案第 45 号、平成 25 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件。次に議案第 46 号、平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件。次に議案第 47 号、平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件。次に議案第 48 号、平成 25 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件。次に議案第 49 号、平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件。次に議案第 50 号、平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件。次に議案第 51 号、平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件。次に議案第 52 号、平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件。次に議案第 53 号、平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件。詳細につきましては、会計管理者から、それぞれ説明をさせます。慎重審議の上、ご認定頂きますよう宜しくお願い致します。

会計管理者。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、会計管理者。

○会計課長（峯広美君）

初めに、お手元に差し上げております A4 サイズの 1 枚の表の、平成 25 年度東彼杵町会計別決算の状況、それから各会計別の主要な施策の成果に関する報告書及び監査委員さんから提出されております、平成 25 年度東彼杵町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書に基づいて、ご説明したいと思います。なお、平成 25 年度東彼杵町会計別決算の状況と、主要な施策の成果に関する報告書との数字が、単位未満四捨五入等により一致しない場合がありますので、お含み置き下さい。

先ず、A4 サイズの 1 枚の表、平成 25 年度東彼杵町会計別決算の状況により、各会計毎に概要をご説明致します。各会計の表中上段が平成 25 年度決算額、下段が前年度の平成 24 年度の決算額を記載しております。

先ず一般会計でございますが、歳入 4,683,633 千円に対し歳出が 4,445,501 千円で、差し引き 238,132 千円となり、翌年度への繰越財源 140,091 千円を控除した実質収支が 98,041 千円となっております。さらにこの額より前年度の実質収支 97,465 千円を差し引いた単年度収支は、576 千円の黒字となりました。また、財政調整基金の利子相当額 851 千円の積立を実施しましたので、実質単年度収支は 1,427 千円の黒字となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計でございます。歳入 1,257,012 千円に対し歳出 1,228,895 千円で、実質収支 28,117 千円となり、前年度の実質収支 25,195 千円を差し引いた単年度収支は 2,922 千円の黒字となりました。しかし財政調整基金の利子相当額 246 千円の積立はあるものの、財政調整基金 65,000 千円を取り崩しましたので、実質単年度収支は 61,832 千円の赤字となっております。

次に、介護保険事業特別会計でございます。歳入が 862,223 千円に対し歳出が 824,263 千円で、実質収支は 37,960 千円となり、前年度の実質収支 36,257 千円を差し引いた単年度収支は 1,703 千円の黒字となりました。また、介護給付費準備基金 20,897 千円の積立を実施しましたので、実単年度収支は 22,600 千円の黒字となりました。

次に、公共用地等取得造成事業特別会計でございます。歳入が 521 千円に対し歳出が 55 千円で、実質収支は 466 千円となりました。前年度の実質収支 465 千円を差し引いた単年度収支は 1 千円の黒字となり、また、土地開発基金の利子相当額 55 千円の積立を実施しましたので、実質単年度収支は 56 千円の黒字となっております。

続きまして、簡易水道事業特別会計でございます。歳入 172,659 千円に対して歳出が 162,056 千円で、実質収支は 10,603 千円となりました。この額より前年度の実質収支 3,531 千円を差し引いた単年度収支は 7,072 千円の黒字となります。また、財政調整基金積立 15,754 千円を実施しましたので、実質単年度収支は 22,826 千円の黒字になります。

次に、農業集落排水特別会計でございます。歳入が 38,616 千円に対し歳出 38,616 千円で、差引 0 円になります。前年度の実質収支も 0 円でしたので、単年度収支及び実質単年度収支も 0 円となります。

続きまして、漁業集落排水事業特別会計。歳入が 6,213 千円に対しまして 6,213 千円となりまして、実質収支それから実質単年度収支も 0 円でございます。

次に、公共下水道特別会計でございますが、歳入が 304,119 千円に対し歳出が 303,230 千円で、実質収支が 889 千円の黒字となっております。しかし、この額より前年度実質収支 953 千円を差し引いた単年度収支及び実質単年度収支は 64 千円の赤字となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。歳入が 91,355 千円に対し歳出 90,977 千円で、差引が 378 千円となり、前年度の実質収支 356 千円を差し引いた単年度収支及び実質単年度収支は 22 千円の黒字となっております。

以上、一般会計並びに 8 特別会計を合わせました全会計の合計は、歳入 7,416,351 千円に対し歳出 7,099,806 千円となり、形式収支は対前年比 33%増の 316,545 千円となっております。一方、繰上償還金及び基金取崩しの対前年がマイナス方向に大きかったため、積立金の増がありましたが、全会計合計の実質単年度収支につきましては、マイナスの 14,965 千円となり、平成 25 年度は赤字計上となっております。

続きまして、各会計別に歳入歳出の主なものについてご説明したいと思います。

先ず一般会計ですけれども、主要な施策の成果に関する報告書の後ろの方の決算に関するところですが、136 ページをお願い致します。第 18 表、科目別決算推移状況(収入)の表ですけれども、これを使いながらご説明させて頂きたいと思います。そのページの 1 番右側になるのが平成 25 年度です。

構成比の大きいものから行きますと、科目別に、地方交付税が 2,171,234 千円で構成が 46.4%。次いで町税が 739,654 千円で 15.8%。以下、町債が 466,838 千円で 10%、県支出金が 364,987 千円で 7.8%、国庫支出金が 342,184 千円で 7.3%等となっており、歳入合計は対前年比 1.9%の 88,383 千円の減となっております。

初めに一番上の町税ですけれども、1 つ前の 135 ページの方を見て頂ければ、第 17 表、税目別決算推移状況というのがありまして、町民税が 4 つに分けてありますけれども、個人の分は課税人員の減が影響しまして、対前年比 0.8%、1,832 千円の減となりました。法人につきましては円安による為替変動等のため、対前年比 24.3%、10,999 千円の増となっております。このため、町民税全体では対前年比 3.3%、9,167 千円の増となりました。

その下の２番目、固定資産税につきましては、家屋が対前年比 1.5%の 2,710 千円の増となりますが、九州旅客鉄道株式会社用地の特例適用誤りが影響しまして、土地は対前年比 5.2%、5,679 千円の減となり、償却資産並びに交付金を含む固定資産税全体では、対前年比 1.5%、5,570 千円の減となりました。その下の軽自動車税につきましては、消費税増税前の駆け込み需要による登録保有台数の増加等のため、対前年比 2.8%、724 千円の増と引続き増加傾向にあります。

また、その下の町たばこ税につきましては、たばこの売り渡し本数の増により、対前年比 12.9%、7,055 千円の増とプラスに転じております。なお、一般会計の不納欠損処理につきましては、昨年度の制度変更により多額の処理を行った影響もあり、本年度は全体で 3,764 千円、対前年比 55.1%、4,615 千円の減の不納欠損額となりました。また、歳入未済額につきましては、全体で 38,510 千円、対前年比 11.9%、5,211 千円と３年連続して減少しております。昨年からの強制徴収と今年からの納税相談ということで、ハードアンドソフトと言いますか、鞭と飴的な収納強化対策が効果を出しているものと思われます。

次に、136 ページの 18 表でいきますと、地方贈与税、自動車取得税についてですけれども、対前年比が 3.5%、2,361 千円の減で 65,840 千円となりました。内訳としましては、地方贈与税が対前年比 4.1%、2,439 千円の減、それが影響していると思われます。

また、自動車取得税交付金は新規登録台数の微増を受けて、対前年比 0.8%、78 千円増の 9,353 千円となっております。

次に地方消費税交付金でございますが、消費購買力の低下により、対前年比 0.9%、601 千円減の 70,020 千円となっております。

また、その下のゴルフ場利用税交付金につきましては、大村湾カントリークラブニューコースの利用者数の増を受けて、対前年比 5.8%、231 千円増の 4,192 千円となっております。

続きまして、地方交付税につきましては、124 ページの第 6 表をお願い致します。下の方に第 6 表が載っておりますけれども、普通交付税並びに特別交付税を合わせまして、対前年比 1.9%の 41,393 千円増の 2,171,234 千円となっております。この内普通交付税につきましては、対前年比 1.9%、37,184 千円増の 2,022,670 千円となっております。また、特別交付税につきましては、豊かさを実感できる生活環境整備、新幹線対策やまちづくり経費、電子計算システムの維持管理その他事務事業の改善費、農林水産業振興費の特別経費等を主として要望した結果、対前年比 2.9%、4,209 千円増の 148,564 千円が交付されました。

再び 136 ページに戻って頂きまして、使用料及び手数料でございますが、住宅使用料が 1,444 千円増で、使用料全体で対前年比 0.3%、186 千円増の 61,129 千円となっております。また、手数料につきましては、手数料全体で対前年比 0.7%、123 千円の減で 17,624 千円となっております。なお、平成 25 年度、住宅使用料の未収金につきましては、滞納繰越分は全部徴収され、現年分のみの 5,300 円となっております。

次の繰越金でございますが、対前年比 17.5%、23,606 千円増の 158,309 千円となっております。これは、前年度からの繰越事業の財源とした繰越金 22,811 千円と、一般会計準繰越金 795 千円が当たっております。

また、繰入金につきましては、対前年比 58.7%、152,673 千円減の 107,242 千円となっております。特定目的基金からの繰入金につきましては、134 ページの第 15 表、積立金の状況を後ほどご覧になって頂きたいと思います。

次に、国庫支出金でございますが、対前年比 12.7%、38,576 千円増の 342,184 千円となっております。増減の主なものを申し上げますと、普通建設事業では平似田太ノ浦線改良事業交付金が 11,287 千円の減、大野原高原線改良事業交付金（繰越を含む）が 17,095 千円の増、太ノ浦周辺用水対策事業補助金が 17,654 千円の皆増となっております。また、扶助費に対する国庫支出金の主なものに対しましては、障害者自立支援給付費負担金 111,117 千円、保育所運営費負担金 62,221 千円、児童手当負担金 85,857 千円等がございます。

次に県支出金につきましてです。対前年比 1.4%、5,139 千円の減の 364,987 千円となっております。増減の主なものにつきましては、障害者自立支援給付費負担金 5,549 千円、森林整備加速化・林業再生事業補助金 14,768 千円、衆議院議員総選挙委託金 5,748 千円が皆減、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業補助金・ワイヤーメッシュ柵が 23,962 千円の減、農地等災害復旧事業補助金が 25,991 千円の減等となっております。また、扶助費に対する県支出金の主なものは、保育所運営費負担金 31,111 千円、児童手当・子ども手当負担金 19,238 千円、障害者自立支援給付費負担金 55,558 千円、福祉医療費補助金 15,538 千円、その他として中山間地域等直接支払事業補助金 43,223 千円等がございます。

次に町債でございます。対前年比が 6.3%、27,806 千円の増の 466,838 千円の借入を行っております。主なものとしましては、消防防災無線通信施設整備事業債が 110,300 千円の増、木場本線道路改良事業債が 42,300 千円の減等となっております。なお、平成 25 年度借り入れました対象事業並びに借入先残高等につきましては、主要な成果に関する報告書の 116 から 117 ページに公債費の状況としてそれぞれ記載してございますので、後ほどご確認願いたいと思います。

最後に、諸収入でございますが、対前年比 4.4%、2,442 千円減の 52,862 千円となっております。増減額の主なものは、移住交流による地域活性化支援事業助成金 2,000 千円の皆増、高速道路橋投物防止対策事業助成金 5,909 千円の減等となっております。

それから自主財源と依存財源を見てみます。前に戻って 124 ページを見て頂きたいと思います。124 ページの第 1 図ですね、自主財源並びに依存財源の割合が円グラフで記載してございます。歳入全体を 100 としたときの町税、繰越金、繰入金、諸収入といった自主財源が 25.4%、それに対しまして地方交付税、国県支出金、町債等の依存財源が全体を占める割合が 74.6%となっております。依存財源による割合は、平成 24 年度、前年度よりも 3.5%増となっております。

なお、町税をはじめとする繰入金、財産収入等の自主財源につきましては、1,187,605 千円で対前年比 13.9%、191,585 千円の減となっております。町税は対前年比 1.6%、11,376 千円の増、繰入金が対前年比 58.7%、152,673 千円の減、財産収入が対前年比 75.9%、71,543 千円の減となっていることが主な要因となっております。一方、地方交付税、国県支出金及び町債といった依存財源につきましては、3,496,028 千円で対前年比 3%、103,202 千円の増となっております。この内、地方交付税が対前年比 1.9%、41,393 千円の増、国庫支出金が対前年比 12.7%、38,576 千円の増、町債が対前年比 6.3%、27,806 千円の増等が主な要因と考えられます。

次に 137 ページをお願い致します。第 19 表、性質別決算推移状況（歳出）、この表を使ってご説明したいと思います。これも一番右側が平成 25 年度になっております。歳出につきましては、対前年比 3.6%、168,206 千円の減の 4,445,501 千円となっております。

区分 1 の人件費から 6 の公債費までが消費的経費でございまして、同経費 3,047,319 千円につきましては、歳出全体の構成比 68.5%を占めており、対前年比 0.2%、6,854 千円の減となっております。1 の人件費につきましては、後で確認をお願いしたいのですけれども、128 ページの第 7 表と第 8 表、それから 2 の物件費につきましては 129 ページの第 10 表、3 の維持補修費につきましては 130 ページの第 12 表、4 の扶助費につきましては 130 ページの第 11 表、5 の補助費等につきましては 131 ページの第 13 表、6 の公債費につきましては 116 ページの第 11 章の公債費でご確認を願います。宜しくお願い致します。

続きまして、区分 7 の普通建設事業費及び区分 8 の災害復旧事業費、これが投資的経費でございしますが、合わせまして対前年比が 8.7%、55,887 千円増の 695,766 千円で、歳出の構成比 15.6%になっております。普通建設事業費につきましては、補助事業分が増額、災害復旧事業費につきましては補助・単独両方が減額となっております。なお、普通建設事業につきましては 142 ページから 143 ページにかけての第 22 表、平成 25 年度普通建設事業費調でご確認をお願い致します。災害復旧事業につきましては、133 ページの第 14 表でご確認をお願い致します。

次に、区分 9 の積立金から区分 11 の繰出金までがその他の経費ということになりますが、これらが残りの歳出の構成比 15.9%を占めております。9 の積立金、10 の投資及び出資金・貸付金、11 の繰出金につきましては、134 ページの第 15 表、第 16 表等で後ほどご確認をお願い致します。

また、財政構造につきましては、公債費比率が対前年比 3.4%減の 13.7%に、実質公債費比率が 1.9%減の 11.8%、起債制限比率も 4.2%減の 6.5%に、少しずつではありますがそれぞれ改善されております。

また、財政力指数が前年度と同じ 0.59 でしたが、経常収支比率が 3.6%減の 79.7%に下がり、僅かながら改善が見られます。詳しくは監査委員さんの決算審査意見書 6 ページから 10 ページにかけて詳細に記載してございますので、後ほどご確認をお願い致します。

また、主要な施策の成果に関する報告書の 120 ページに債務負担行為の状況を書いてありますし、121 ページに平成 26 年度へ繰越した事業一覧表、それぞれ記載してありますので、ご参照下さい。

なお、一般会計の財政・決算状況につきましては、主要な施策の成果に関する報告書の 122 ページ以降に詳細に記載してありますので、ご一読頂ければと思います。

それでは次に、国民健康保険事業特別会計でございしますが、主要な施策の成果に関する報告書を使いまして、説明させていただきます。

3 ページをご覧になって下さい、報告書の 3 ページです。第 1 表、決算の状況として歳入・歳出の決算状況がそれぞれ記載されておりますが、歳入につきましては、対前年比 3%、36,630 千円の増となっており、主な増減と致しましては、国民健康保険税が 17,008 千円の増、療養給付費交付金が 5,922 千円の減、前期高齢者交付金が 12,175 千円の増、共同事業交付金が 5,166 千円の減、繰入金が 20,858 千円の増となっております。

また、歳出につきましては、対前年比 2.82%、33,708 千円の増となっております。主な増減と致しましては、保険給付費が 44,601 千円の増、後期高齢者支援金が 3,043 千円の減、共同事業拠出金が 2,035 千円の減、諸支出金が 3,829 千円の減等となっております。

国保事業の実績につきましては、8 ページ以降に記載しておりますが、11 ページを開けて頂きまして、中ほどに (6) 賦課額 (現年度分) ということで記載されておりますが、現年度分の保険税の賦課総額が 215,051,500 円で、一世帯当たりの平均年額が 154,936 円、対前年比が 8%で 11,420 円の増。また、被保険者一人当たりの税額も対前年比 9.1%、6,783 円の増、年額 81,428 円となっております。また、保険税の収納状況につきましては、その下の方にありますけれども、現年度分に滞納繰越分の 53,223,094 円を加えた 268,274,594 円の調定総額に対して、滞納繰越分と長期未納者の固定化に伴い、52,223 千円の収入未済額があると同時に 1,646 千円の不納欠損額が生じております。それで収入済額は 214,406 千円となっております。なお、収入未済額は対前年比 2.1%、1,112 千円の減であり、現年度分の収納率は 96.59%と高水準であります。また、滞納繰越分も対前年比 3.1%上昇し 12.57%になったこともあり、滞納繰越分も含む全体の収納率は 79.92%と、昨年を 4.7%上回る数字になっており、職員の努力が見えると思います。

また、歳出、保険給付金につきましては、対前年比 5.5%、44,601 千円増の 854,995 千円となっております。

15 ページをお願いします。そこに一般の医療給付実態等が載っておりますけれども、療養給付費につきましては、一人当たりの費用額が、一般被用者は対前年比が 8.45%増になっております。退職被保険者は 1.73%の減となっております。また、高額医療費につきましては、一般保険者が件数で 112 件、支給額で 3,658 千円の増、退職被保険者が件数で 15 件、支給額で 337 千円の増とそれぞれ増加傾向にあります。

次に 18 ページです。ここに保険事業が載っておりますけれども、特定健診の審査並びに特定保健指導の状況について記載してあります。特定健康診査につきましては、人数にしまして 6 名の増で、受診率にしまして 0.8%の増になっております。昨年と同じく 65%の目標には達成が出来ていないようです。以上、国民健康保険事業の健全な運営を図るには、尚一層の収納率の向上と医療費の適正化及び特定健診の受診率の向上に努める必要があると思います。以上で、国民健康保険事業の特別会計の説明を終わります。

次に、介護保険事業特別会計の主要な施策の成果に関する報告書をお願い致します。

1 ページ、第 1 表、予算に対する決算状況として載せてあります。次のページが歳出がそれぞれ記載されております。

歳入につきましては、保険料が 162,863 千円、国庫支出金が 206,733 千円、支払基金交付金が 223,516 千円で、県支出金が 115,384 千円、繰入金が 113,291 千円等、歳入総額は対前年比 0.3%、2,644 千円の増となっております。なお、保険料につきましては、261 千円の不納欠損額並びに 1,836 千円の収入未済額を生じた結果、収納率は 98.7%となりました。

歳出につきましては、次のページにあると思います。歳出につきましては、保険給付費 755,285 千円で、歳出額が 91.6%とその殆どを占めております。4 ページ以降に介護サービス給付費実績等が記載してありますので、後ほどご覧になって頂きたいと思います。これで、介護保険の説明を終わります。

続きまして、公共用地等取得造成事業特別会計の主要な施策の成果に関する報告書をもちましてご説明したいと思います。

1 ページですけれども、歳入につきましては、対前年比 98.5%、34,972 千円減の 521 千円で、前年度からの繰越金 465 千円がその殆どを占めております。また、歳出につきましては、事業の実施も無く、土地開発基金実施貯蓄の 55 千円のみとなっております。以上で、公共用地等取得造成事業特別会計の説明を終わります。

次に、簡易水道事業特別会計でございますが、主要な施策の成果に関する報告書の 3 ページをお願い致します。そこに載せておりますけれども、歳入につきましては、水道使用料が 136,131 千円と最も大きなウエイトを占めております。次いで、各種事業に伴う一般会計からの繰入金 20,470 千円、それから繰越金 14,831 千円等が主なものになっております。歳入合計は対前年比 14.4%、29,027 千円の減となっております。これは、建設改良費補助金の減が主な要因だと思います。なお、水道使用料につきましては、滞納繰越分を含めた対前年比 31.6%減の 507 千円の収入未済額が生じております。これは年々少なくなっておりまして、これも職員の頑張りが見えるところだと思います。

次に、10 ページをお願い致します。建設改良費ですけれども、建設改良費では 5 件の事業を行い、総額 13,422,498 円の建設費となっております。

次に、12 ページの公債費、そこに記載しておりますように、地区毎に元利それぞれの償還を行い、平成 25 年度中に総額 44,824 千円の償還をしております。その結果、平成 25 年度末現在の償還残高は、元利合わせまして 426,024 千円となっております。また、その他管理費 88,059 千円等を合わせました歳出総額は、対前年比 13.3%、24,799 千円の減となっております。

次に 14 ページ、一番最後だと思いますが、水 1 m³当たりの収支につきましてですけれども、そこに記載してありますとおり、供給単価 167 円 81 銭に対して、給水原価が 164 円 04 銭となっており、3 円 77 銭の黒字となっておりますが、これが年々減少しておりまして、今後検討すべきところが出てくるのではないかと思います。これで簡易水道事業特別会計の説明を終わります。

次に、農業集落排水事業特別会計の主要な施策の成果に関する報告書を使いまして、説明致します。

2 ページをお願い致します。決算の状況を記載しておりますが、歳入につきましては、一般会計からの繰入金が 31,244 千円とその 80.9%を占めております。また、料金収入につきましては 7,088 千円と、収入の 18.4%に過ぎない状態であり、歳入全体では対前年比 11.4%、3,948 千円の増となっております。なお、分担金で 223 千円の収入未済額が生じております。また、歳出につきましては、償還金が元利合わせまして 26,757 千円で、歳出の 69.3%とその大部分を占めており、歳出全体では対前年比 11.4%、3,948 千円の減となっております。今年度は投資実績は無く、維持管理業務主体の事業費となっております。

3 ページ以降は事業実績を記載してあります。後ほどご確認頂きたいと思います。これで農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、漁業集落排水事業特別会計の主要な施策の成果に関する報告書を使いまして説明致します。

2 ページをお願い致します。歳入につきましては、対前年比 3.1%、199 千円減の 6,213 千円となっております。歳入の主なものは、一般会計からの繰入金 3,637 千円で、歳入の 58.5%を占めております。なお、料金収入につきましては 2,573 千円と、ほぼ前年並で、歳入の 41.4%となっております。また、歳出につきましても歳入と同じく 6,213 千円で、年間処理水量 16,211 m³に対する污水处理費及び施設管理費の 2,822 千円と借入償還金 3,391 千円でございます。今年度は投資実績は無く、維持管理業務主体の事業費となっております。

3 ページ以降には事業実績が記載されておりますので、後ほどご確認頂きたいと思います。これで漁業集落排水事業の説明を終わります。

続きまして、公共下水道事業特別会計を、主要な施策の成果に関する報告書を使いまして説明致します。

4 ページをお願い致します。歳入につきましては 304,119 千円となっております。歳入の主なものは、一般会計からの繰入金 137,542 千円、国庫負担金 60,691 千円、並びに町債が 59,400 千円等となっております。なお、使用料で 147 千円の、また負担金では 1,814 千円の収入未済額をそれぞれ生じております。また、歳出につきましては、建設改良費 160,292 千円で歳出の 52.9%を占めております。次いで償還金が元利合わせまして 90,344 千円で、運営費を含む歳出総額は対前年比 10.5%、35,636 千円の減となっております。

6 ページ以降に事業実績を記載しておりますが、後ほど確認して頂きたいと思います。これで公共下水道事業特別会計の説明を終わります。

最後になりましたけれども、後期高齢者医療特別会計の説明を致します。主要な施策の成果に関する報告書の 2 ページをお願い致します。歳入につきましては、被保険者から徴収しました保険料 53,523 千円と、一般会計からの繰入金 33,971 千円が歳入の主なものでございまして、歳入総額は対前年比 0.4%、382 千円の減となっております。なお、保険料につきましては、54 千円の収入未済額を生じております。一方歳出につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合への納付金が 86,230 千円で 94.8%とその大部分を占めており、歳出全体では対前年比 0.4%、404 千円の減となっております。

次に 5 ページをお願い致します。健康診査の受診状況が記載されております。集団健診が対前年比 18.6%、32 名増の 204 名、個別健診が対前年比 16.8%の 16 名増の 111 名というふうになっております。それぞれ受診者は増加し、健診費も 2,003 千円と前年の 12.3%、302 千円増加しております。

続きまして 6 ページ、人間ドックの検診費助成事業でございますが、前年より受診者で 3 名、助成額で 222 千円の減となっております。また、参考資料として、平成 25 年度末現在における本町の被保険者の状況と医療費実績を記載しております。7 ページ最後の保険者負担実額、対前年比 1.9%、29,674 千円の減、被保険者一人当たりの年間給付額は、対前年比 0.3%、3,300 円の減とはなっていますが、監査委員さんの報告書の方にも書いてあったのですが、ここでは被保険者が年間給付が 1,025,877 円でありますけれども、先程説明しましたように、減ってそれなのですけれども、国保あたりを見ると、一人当たりの年間給付額が 281 千円ということなんですね。この格差はかなり大きいですので、今後ますます厳しくなるのではないかとというふうに予想されます。

以上をもちまして、一般会計並びに各会計の決算概要の説明を終わりたいと思います。

当然のことながら、最小の経費と最大の効果を上げる事が我々の最大の使命ということで、各会計とも執行されていると思いますが、まだ実質単年度収支の赤字会計が少なくはありますが、どこの会計も危険を孕んでいると思います。なお、大震災からもかなり経ちますが、復興が遅々として進まない中、最近もまた局地的な集中豪雨などの災害もあっていて、消費税増税問題等も混沌とした状況となっております。

このため、国・県からの交付金や補助金といった財源配分の行方も不透明になっております。また依然として本町財政は厳しい状況下にあることも変わりありませんので、更に行財政の見直しを図り、無駄を省く事など、今後ともコスト意識を持って健全財政運営に努めて参りたいと思っております。

以上をもちまして、平成 25 年度決算概要につきましての説明を終わります。決算書並びに主要な施策の成果に関する報告書等を参考の上、慎重にご審議頂き、然るべき決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。以上です。

○議長（森敏則君）

ここで、前田代表監査委員出席のため、暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 10 時 30 分）

（前田代表監査委員 入場）

再 開（午前 10 時 43 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り、会議を続けます。これより質疑に入ります。

初めに、議案第 45 号の一般会計の分の質疑を行います。

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

代表監査委員さんにちょっとお尋ねを致します。この審査意見書の 2 ページの③、みどりの基金スポーツ大会参加助成金の支出において、施行規則採択基準の本来の主旨にそぐわない。これを具体的にご説明をお願いしたいと思います。

それから町長にお尋ねを致しますが、ここに同じく審査意見書の中に、4 番高い介護保険料の見直しが期待されるという事に対して、町長の考えをお願い致します。

それから、全般に一般会計に亘りまして、東彼杵町の財政力指数が 2 割 5 分くらいです、約。これ全然変わっていませんね、ずっと、殆ど。だいたい野球で言えば 4 打数 1 安打、この町なのです。野球で言えばですね、4 打数 1 安打、2 割 5 分。波佐見町とか川棚町は 0.35、0.380 うちより高いです、財政力指数が。でも、町税は 739,000 千円ぐらいで人件費が 703,000 千円ぐらいある。殆ど身動きが取れないその状況の中です、人口が減ってくる、そしたら今度収入も減ってくる、多分、税収も。そういう中で、来年度の予算に向けてですよ、どのようなことを主体に、予算編成に、この決算のあれを持っていられるつもりなのか。どれを主体的にやって、私が

述べましたように選択と集中。どういう方向で予算編成をされる意向なのか。この3点について、お尋ね致します。

○議長（森敏則君）

それでは初めに、前田代表監査委員。

○代表監査委員（前田幸子君）

吉永監査委員にお願いして宜しいでしょうか。

○議長（森敏則君）

只今、代表監査委員の前田さんから、吉永議員に代わりに答弁をということでございますので、ここで暫時休憩し、席をこちらへお移り下さい。

暫時休憩（午前10時46分）

再開（午前10時46分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り、会議を続けます。

前田代表監査委員に代わり、議選の吉永監査委員。

○監査委員（吉永秀俊君）

前田監査委員に代わりまして、ご説明をさせて頂きたいと思います。只今ご質問がありました、監査意見書の2ページ、③のみどりの基金の件でございます。これは皆様もよくご存知だと思いますけれども、このみどりの基金というのは、義務教育の子供達がスポーツをしてですね、それぞれ九州大会とか全国大会に行った時に、例えば九州大会では一人5,000円、全国大会では一人10千円、また5名以上の団体については、全国大会に行けば100千円の補助金が出るという制度でございますけれども、この施行規則の1番最初に、この対象者を高校生以下にするというふうに書いてあります。即ち、みどりの基金の助成対象者は義務教育の子供達に限るということで書いてある訳ですけれども、昨年5月に、グラウンドゴルフの全国大会が日光市でございまして、これに対して100千円の助成金が支出をされておりました。このことは、施行規則の基準採択のところに、先程言いました、高校生以下に限るところの一番最後にですね、昨年5月、但し町長が認めるものはこの限りでないという1項が昨年5月に付け加えられて、それを基に支出されたお金でございますけれども、例え町長の裁量権と言えども、先程申しましたように、このみどりの基金の支出の最初に、この対象者は高校生以下に限るという大前提が書いてございますので、その大前提を覆すまでして、このグラウンドゴルフに行かれた、多分60歳、70歳くらいの方だと思いますけれども、そういう方に支出されたという事は、このみどりの基金の本来の趣旨にそぐわないという監査の意見でございます。以上です。

○議長（森敏則君）

次に、町長。

○町長（渡邊悟君）

先ず1点目の、2ページの介護保険につきましてですけれども、確かに20,000千円の残ができております。これは今、第5期の介護保険計画の期間に入っておりますけれども、その時々で要支援

の1、2から3、4とかに移行して行きます。重症化する場合もありますし、それから逆に下がる場合もあります。非常に日々その辺が、毎月というぐらいに変わってくるものですから、それぞれ例えば1年間は全く変わらないということになればいいのですが、それぞれ申請をされた月が1年の更新時期でございますので、随時被保険者、介護を受けられる方が変わってまいります。そうなりますと今年は20,000千円、来年はまたもしかしたら赤字ではないですけど、今回答をして、ご指摘のとおり長崎県では6番目の高い水準ですので、多分マイナスになることはないだろうと思っておりますけれども、やや余裕があるような状況でございます。従いまして次の改定あたりをどうするのか見極めていかなければなりませんけども、次は団塊の世代、これが5年後とかなりますと、また70歳以上になっていきますので、かなり余裕的な財源があるときに、しっかり蓄えをしていかないとダメかなと思っておりますので、確かに高齢者の方には大変ご負担をしていただいておりますけども、是非ご協力ご理解を頂いて、健全財政に努めて参ろうと思っております。

それから2点目が、財政力指数が25%ぐらいでずっと本町は水位をしているわけでございますけれども、これは今の税収から見ましても、標準財政規模が全く変わっていきませんので、これは人口比が変わっていけばもっと変わりますけども、人口比が今度また人口が落ちていけばもっと落ちていきます。落ちていきますけども、そうなれば逆に交付税は幾らか部分では増える場合もあるわけですが、今の場合では期待も出来ません。来年が国勢調査でございます。来年10月に人口の国勢調査がありますので、この時にどの程度人口が減少或いは増ができるかでございますので、ここは1人でも2人でも多いような施策を取っていかなければならないかと思っております。

それと来年の財政運営でございますけども、来年は骨格予算でございますので、まだまだ私が今ここでそういう計画を具体的にはできませんけども、言える事はいつも皆さん方とお願いしてまいり、常に経費節減、行革を図っていかなければならないと思っております。

それと今、安倍総理が地方創生ということで掲げておりますので、この所謂地方の隅々まで、そういう経済の活性化とかが行き渡るような政策を、今非常に我々も期待をしております。しかし、なかなか経済状況もこの分では上がりそうにもございせんけども、10%の消費税アップがやってきて、それからどういうふうに景気が動向するのか、その辺の見分け方が大事かと思っておりますけども、税収のアップというのはなかなか困難至極でございまして、今、過去10年間ぐらいの所得状況を見てみますと、年金所得者が農業所得者を上回るような状況になっております。ですから非常に年金生活者の負担が重くなっておりますけども、これはやむを得ない事でございまして、農業所得がお茶の低迷とか農産物の価格等もありますから、今からどうなっていくのか非常に厳しいところでございます。

それから歳出につきましては、議員さんもおっしゃるように選択と集中ということでありますので、絞りながらやらざるを得ないだろうと、だからそれは今までは箱物、私も最後の箱物で道の駅に手をつけましたけども、どうしてもここまでは仕上げないとならないかなと思っております。後は箱物がどう出来るかでございますけども。これはやっぱり、今東彼杵町でグリーンツーリズムとかということで、外から人を呼ぼうというような取組みをしようかと考えております。これはもう企業誘致を待っていてもなかなか来ません。ですから町内に人を呼ぶような施策をするためには、どうしても宿泊施設とか食堂とか、今までとは無いような、東彼杵町に呼び込むような政策をしなければなりません。その中で必死になってまちづくり支援交付金あたりの活用を呼びかけてきまし

たけども、なかなか実績は上がりません。ようやく昨日も申しましたとおり、若い方が JA の、農協の倉庫の活用とか、或いは千綿駅の活用ということで手を挙げてくれましたので、この辺でも少し先導的な活性化あたりを皆さんに見て頂いて、そして或いは地域の方も一緒になって応援をしてもらって、一つでも二つでもそういう施設を作りながら町民の目を、やっぱり何と言いますか、人口減少で先ほども色々言われておりますけども、人口減少をする中で、如何にして人口減少を止めるかという基本的な事を呼びかけながらしていくべきじゃないかと思っております。確かに甘い事は言えないと思います。ですから人件費も、町の職員も今総務省の考え方ではカットというような方向で話があっております。特に長崎県は市場の賃金が安いと、東京あたりと比べて安いということで、全国で 10 県ぐらい重点的に名指しがされておりますので、そういう減額をしないようにという要望にまいっております。諸々、答弁にはなりませんけども、複雑な思いで、仮に新しい予算ができるのであれば、その辺を網羅した予算を作らなければならないかとは考えております。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

また、続けて 2 点お尋ねをいたします。吉永監査委員が先程おっしゃいましたが、但し町長が別に定めるものという条項があれば、例え高校生以下としても、これはそこに 1 項設けてあれば、これが果たして指摘事項にあたるのかなと疑問に思いますので、再度その辺をお尋ねを致します。

それと町長がおっしゃいましたが、人件費は町長は十分ご存知だと思うのですが、県庁とか長崎市役所は高いのですよ。国が、国家公務員が減らすというのは、基本給はそれは減らしても手当が付くのですね、色々。だからうちの役場の職員の給与は一応そのままにして、仕事をそれだけしてもらおうような方向で望んでいただければと思うのですが、町長も十分ご存知だと思うのですよ。やはり県庁とか長崎市役所、大村市役所は高いのですよ、地方公務員でも。だから給与は給与にして、私が申し上げたいのは、集中と選択というのは、甘い事言わずに、消滅する自治体に入っていますから、そういう感じで来年の予算は確かに骨格予算ではありますが、12 月に多分表明されると思いますので、そういう感じで町長に対する答えは結構でございますので、もし何かあればその人件費に対して、宜しく願います。

○議長（森敏則君）

吉永監査委員。

○監査委員（吉永秀俊君）

では、前田監査委員に代わりましてお答えさせていただきます。

先程も言いましたように、みどりの基金の一番最初に、この基金の採択基準のところの一番最初に高校生以下に限るということで書いてありますから、これが大前提になる訳です。ですから例え町長の裁量権といえども、この大前提を崩すような事があるのは如何なものかということでございます。

それともう一つ、この採択基準を変更する場合は、本来ならばみどりの基金の審議会を開きまして、その審議会に於いて規約の変更なりをするということを規定されているわけでございますけども、昨年場合はこの審議会での審議を経ずに、このような変更をなされていたということも付け加えて、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

人件費の件は、先程総務省がカットの方針と言いましたとおり、全般的に全国的にそういうカットの方向でございます。説明がっております。絶対我々は阻止を今しているわけですけど。それと併せまして賃金が安い所は、名指しで県名が全部上がっております。その所は例えば町内の企業あたりが安いではないか、格差があるではないかということで、それを理由に交付税を下げようという事になっています。しかしそこら辺は議員がおっしゃるように我々は反対をしております。それをされたら所謂財源不足になる訳ですから、当然ですね。もちろん職員も意欲が削がれます。ですから、出来ましたらそういう削減をしたくないのですけども、今までの考え方というのが、人事院勧告あたりがそのまま基礎になっているものですから、財源が乏しくなって、厳しくなっていけば人件費をカットせざるを得ないだろうと思います。皆さん方の人件費もお願いしなければならぬ時もあるかも知れません。それを今からどういうふうな財政シミュレーションになるかわかりませんが、大変厳しい時代になるだろうと思っております。勿論人が減ってくれば交付税は減りますので、まあこれが5,000人ぐらい減りますと、今の20億ぐらいの交付税というのは5億ぐらいに減っていくでしょうけれども、今ずっとじり貧しておりますので、あまり目立たないと思います。

そして、あとふるさと創生みたいな平成元年ぐらいにやったそういう制度もやろうというふうな、国も考えておられるようでございますので、その辺が入りますといきなり交付税がぐっと上がるものですから、そんなに影響はないかと思っておりますけども、人件費につきましては節減はしなければなりませんけども、どうしても色々な教育委員会の部局の給食センター等もございますので、この辺でしっかり正規職員で見ていかなければならない分野もございますので、すべてが臨時職員の方或いは嘱託職員の方をお願いするというだけではかなり厳しいところがございます。

併せまして投資的事業等が仮に削減をされるとすれば、所謂事務分野の部局の方に廻しながら人件費を作りながら持っていかなければなりません。

先日も申し上げましたとおり、水道事業は14億という事業でやっていくわけですから、とても今の陣容では簡単にいきませんので、やり繰りをしながら出来るだけ人件費が増えないように、そういうことをしながら努力をして参ろうと思っております。決して今の職員の給与をいきなりカットとかいう事は考えておりませんので宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

最後になりますけれども、先程会計管理者から説明があったように、やっぱり本町の会計はずっと弾力性に欠けてきていると思うんです。やはり国県頼り。東京なんかは財政力指数が1ですから自由に色々な事業が出来てくる。しかしそれでも町長がおっしゃるように東京都も人口が減る、あと何年かしたら。だからそういう厳しい面を今から町民の方にも、私は町長がおっしゃるように当然知らせていって、我慢できるところは我慢して、職員だけではなくて議員も他の特別職の人も、

我慢できるところは我慢できるような、そういう納得が出来るような説明を是非私は続けていっていただきたいと思います。

この成果報告書の 127 ページの類似団体との比較、一般会計の、このシミュレーショングラフがございす。これを見れば一目瞭然今から社会保障費は、おっしゃるように段々伸びてくると思うのですよ。団塊の世代がそういう年齢に達してくれば。だからここをやはり町長も職員もしっかり捉えて、今後の財政運営にあたるためには、私はもっと縮めるところは縮めて、もしかしたらこういう社会保障費の方に充てるのは高負担高福祉にするのか、この辺も説明するべきだと思うのですが、町長は如何考えられますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

このレーザーチャートで見ますと補助費あたりが突出をしておりますけども、普通建設事業等は減っておりまして、見た目には単独あたりがかなり伸びているようでございすけども。これはその時々で大きく変わりますので、あまりデータ的にはその時で変わりますから、あまり評価はないのですけども。問題は扶助費が年々伸びております。これは老人を対象にした高福祉もあるでしょうし、それから児童の福祉もあるのですけども、今からの考え方はやはり、老人の方は大変申し訳ないのですけども、健康で健康寿命で年を重ねてもらおうという事が一番大事ですので、いつも職員に申しておりますけども、健康 21 というような計画を作っておりますけども、これが全く機能しておりません。22 年でストップしたままで出来ておりませんので、今何を目的でそういう健康推進事業をやっているのか全く見えておりません。ですから保健師あたりも 5 名ぐらいいるわけですから、もっと知恵を出して、計画的に全町民が運動するような仕掛け、特に高齢者の方、敢えて簡単な運動でいいわけですから、そういう健康の町を目指すべきだと思っております。

それから特に後期高齢者等につきましては、ロコモ対策というものがありますので、これも簡単な運動で 90 歳の方でもまた復帰するような歩くことができる、そういう体操あたりもあるものですから、そういうものを積極的に取り入れてやろうかと思っております。

従いまして老人が今までどおり豊かな、町の方から給付ではなくて、いくらか削減をしていかなければならないと思っております。そのためには議員がおっしゃるように我々の方から説明をして、そして理解をしてもらって、極力そういう地域の方で、確かにゲートボールとかもいいのですけど、地域の方で皆で話し合って、今引き籠もりとかそういうことにならないように、そういういきいきサロンあたりとかやっておりますけども、男性の方が殆ど参加されております。ですからこら辺は男性も参加されて、町民一体となって福祉の町を目指さなければならないと思っております。

そして子供達には逆に高福祉で望まなければ、人口減ですのでより豊かにするにはやはり町外から呼び込むしかございせん。出生率が 1.37 ですから、これを今結婚してもらって、若い人がしないわけですから。しないわけですから後 20 年間は増えないわけですよ。逆に 20 年なれば人口はもっと減っていくわけです。ですから、町外から入れないといけない。そうしたら子育て世代、子どもを含めた親子 4、5 名ぐらいの家族を何家族、今話しをしておりますけど、逆算しなさいということで何家族ぐらい東彼杵町に来たら 5 千人にならずに、6 千人、7 千人にまで押えられるかというのを逆に計算をしなさいと今言っております。ですからそれを目標に、何家族ぐらい東彼杵町

に呼び込めば人口減少が止められるかということを計算してやろうかと試算をしております。ということで空き家あたりを活用するということで人口増を持ちながら、そして子供達が増えるような施策、もっとやっぱり、指摘がこの前されました持家に対する補助とか、転入してきたら補助を、若干切りましたけども、次からはもっとやっぱり大きな額で呼び込んで、例えば 100 家族呼ばなければとなれば 1,000 千円、そして 1 億円ポンとそこで、1,000 千円やりますよというような気持ちでいかないと、人口増はまず無理かと思っております。そのためには住民の方にいち早く家を開放してもらう、空き家を開放してもらうということで思います。

それから常明園につきましても呼び込もうとしたところが、なかなか耐震の問題とか何とかもありまして、上手い具合にいくかなと心配をしております。ただ、期待出来るのは、これはまだよく分かりませんが、アレルギー体質の方が福島県から団体でこちらに来たいという話が昨日ありまして、こういう方がもし居られたら、50 人でも 100 人でもいいですからこっちに来てもらって、そして来年 10 月の国勢調査までに是非、そういう気持ちでおりますので、何とか 100 人でも 50 人でも結構ですから来ていただく。そしてそういう空き家を活用する。そうしないと人口は絶対増えないと思っておりますので。

今、中岳の深沢様に行きましたけれども、そこで来た、東京から来た女性の意見が、東京に居たら海まで行く、川まで行くというのが 1 時間、2 時間かかる。空港まで 2 時間かかる。買い物に行くのも 1 時間かかる。東京でもそうなんです。しかし、東彼杵町に来たら飛行機は 20 分、買い物も 20 分、川は 10 分、或いは海までは 5 分で行けると、そういう素晴らしい、山までも直ぐに行けると。ですから非常に良い所だから、もっと呼び込みをかけてしませんかというアドバイスも頂いております。そういう来やすい町ですので、もっとやはり町民の方に誇りを持って、東彼杵町は何も無いではなくて、いっぱいあるはずですから、知恵を出しながら若者が住めるようなまちづくりで、そちらの方に投資をした方がいいと思います。ちょっと長くなりましたけれども、宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

他に質疑ありませんか。議案 45 号の件です。町長並びに監査委員さんが居る時に。

○——△——

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません。私から、弁解がましく聞こえるかも知れませんが。私も若干監査委員さんに、この審査書を貰った時に、3 番について答弁をした事を若干訂正をしなければならないところが出てきたものですから話をしないといけませんけれども。

これは老人会の方がゲートボール大会に行かれるという事で該当しないということで、私は頭の中では監査委員さんが指摘があったときは、それは準じて払えと、今まで減多にないことだから、今まで削ってあったかもしれないけれども、老人でもいいではないかということで、出せということで指示をして出したつもりでした。そうしたところが指摘があったとおり、学生に限るとなっており、下のほうに但しということで、町長が認めた場合という事があったわけです。それが、よくよく課長からも言われまして、昨日それから 2 日くらい前から話を聞いたところが、決裁を 5 月にしております。その時には明らかに高校生以外でも出すということを規則の改正で書いているわけ

ですよ。ですから本当、もう少し私も、例えばみどりの基金の審議会に諮問をするとかしてからやるべきだったのですが、期間が無くて、とにかく老人の方も元気で長野県に行きたいという希望があられたものですから、是非そうしたら頑張ってきてくださいという事で、やはり何らか補助金的なものをやらないといけないものですから、急遽規則を改正してやった次第でございますので、是非そういう支出を行っておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

他にありませんか。議案 45 号の件です。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

それでは議案第 45 号の質疑が無いようですので、これで議案第 45 号の質疑を終わります。

次に、議案第 46 号から議案第 53 号までの質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

国民健康保険の事でちょっと町長にお尋ねを致しますが、県下で統一される予想時期というのがどのくらいになっているのですか、国民健康保険。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今のところはですね、27 年度の国会に骨格のそういうあれが出まして、法制化ではないですけど国民会議の方でやりまして、27 年度から 29 年度まで協議をして、そして 30 年度から移行という事に多分なるだろうと思っております。今の情報はそのとおりでございます。県の方で全て持ちますけれども、所謂市町村では徴収事務とかレセプトの給付事務ですか、その辺は市町村で行うような事になるかと思っております。まだ具体的なことはなっておりませんが、今国民会議の方で色んな協議がなれております。多分 12 月の通常国会にそういう骨子あたりが上がってくるのではないかと思います。

○議長（森敏則君）

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

国保の事ですけれど、ここ数年来、基金を取り崩しての決算となっておりますよね。現状で行きますとおそらく基金が 3 年ぐらい前後で、多分おそらく枯渇するのではないかと予想されますけども。単純に言えば歳入が増えればいいわけでしょうけど、軽々にその保険料を上げるという事は、やはり町民の皆様方にもなかなか理解が得がたい部分もあろうかと思いますので、中長期的に考えて、町長の考えとしてどういうふうな方向性を持ってこの運営にあたっていくかと思われているか、基本的な考え方で結構でございますけど。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず流れとしましては、先程岡田議員が申されたとおり、質問があったとおり、平成 30 年度、県の方に移行するような計画になっております。そうしますと、あと 5 年あるわけですが、今 25 年度末の基金が 201,000 千円でございますので、単純に 5 で割って五回、2 億になるわけですが、50,000 千円ずつ、毎年取り崩したとしたときにですね。そうしたら、丁度 30 年には県に行くのですけども、色々議論がありまして、そこで例えば基金を沢山持っていれば県に統合される時にその基金がどうなるかという事で話が今上がっております。

県下でも東彼杵町は非常に優秀な団体でございますので、所謂闇の基金は一切しておりません。所謂国民健康基金として、財政調整基金ということで積んでおりますので、まともな基金です。新聞等で見られたら分かりますけれども、大村市とか島原付近は一般会計からその時々につつと繰入金をやっております。本来ならばそういう基金の繰出しというのは違法ですので、そういう事が無いように考えております。当然一般会計からくるというのは、国民健康保険に加入した人が例えば 100 人としします。しかし関係ない人があとまたここに、200 人町民の方がおられて半分が国保、半分が社会保険あたりに入っておられるとすれば、そこから税金を持っていくというのは、何で社会保険の方は国保にもやるのかという話になっていきますので、必要最小限と考えておりますので、若干繰越金を残しながら、積み増しをしながら、そして 27 年度も多分改定をしていくような計画で、23 年、25 年、27 年というシミュレーションで今改定をしておりますので、来年も改定時期でございますので、今のところは国保運営審議会でもその旨どの位負担が増えるという事で、今ちょっと手元に持ってきておりませんが、1 世帯あたり或いは 1 人あたり、どのくらいの負担になるのかということを示唆をしながら委員さん達のご意見を聞いて、12 月の予算作成までに、11 月か 10 月くらいには国保の審議会にかけまして、どういうご判断をしていただけるか、改定が可能なのかどうかという事で、今検討をしているところでございます。

○議長（森敏則君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、これで議案第 46 号から 53 号までの質疑を終わります。

お諮りします。本案については、議長と議選の監査委員である吉永議員を除く 9 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審議をする事にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って本案については、議長と吉永議員を除く 9 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査する事に決定しました。

ここで決算審査特別委員会の名簿配布及び前田代表監査委員の退席のため、暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 11 時 20 分）

（前田代表監査委員 退場）

再 開（午前 11 時 35 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によってお手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って決算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。この後休憩を取りますので委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をして頂きます。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 36 分）

再 開（午前 11 時 40 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

只今委員長、副委員長が選出されましたので発表いたします。決算審査特別委員会の委員長に岡田伊一郎君、副委員長に滝川初夫君に決定を致しました。

日程第 10 議案第 54 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（森敏則君）

次に、日程第 10、議案第 54 号、東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 54 号、東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について。選任する者の住所氏名等でございます。東彼杵町八反田郷 914 番地、福田誠一、昭和 34 年 8 月 10 日生まれでございます。福田さんはこれまで 2 期されておりました、1 期目が中途でございますので、4 年と 1 ヶ月お願いをいたしております。今回 26 年 11 月 9 日に任期満了ということで、再度、福田さんを再任をするものでございます。

福田さんは特に一昨年固定資産の異議申請等があった時には非常に適確に対応されまして、素晴らしい見識でされておりますので、再任をお願いするものでございます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますよう宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

それではこれより質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっています議案第 54 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 54 号は、委員会付託を省略する事に決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 54 号を採決致します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 54 号、東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意する事に決定いたしました。

日程第 11 選挙第 1 号 東彼杵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（森敏則君）

次に日程第 11、選挙第 1 号、東彼杵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。初めに選挙管理委員会委員の選挙を行います。定員は 4 名です。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って選挙の方法については指名推選で行う事に決定致しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って指名の方法については議長が指名することに決定致しました。

それでは指名いたします。選挙管理委員には嶋田佐土美君、福田和範君、宮崎秀二君、菅田明美君、以上の方を指名致します。

お諮りします。只今、議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定める事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って只今指名しました嶋田佐土美君、福田和範君、宮崎秀二君、菅田明美君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に選挙管理委員補充員の選挙を行うます。定数は4名です。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って選挙の方法については指名推選で行う事に決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って指名方法については議長が指名することに決定致しました。

それでは指名いたします。選挙管理委員補充員には、岩崎道明君、一瀬文子君、林田利英君、森佳江君、以上の方を指名します。

お諮りします。只今、議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定める事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って只今指名しました岩崎道明君、一瀬文子君、林田利英君、森佳江君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序は議長が指名した順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って補充の順序は議長が指名することに決定しました。選挙管理委員補充員には、次の順序で指名いたします。第1順位、岩崎道明君、第2順位、一瀬文子君、第3順位、林田利英君、第4順位、森佳江君、以上の順序で指名いたします。

お諮り致します。只今議長が指名した順序で選挙管理委員補充員の当選人と定める事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って只今指名しました第 1 順位、岩崎道明君、第 2 順位、一瀬文子君、第 3 順位、林田利英君、第 4 順位、森佳江君、以上の順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第 12 報告第 4 号 平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（森敏則君）

次に日程第 12、報告第 4 号、平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。本案について説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第 4 号、平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に規定する健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項に規定する資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて、下記のとおり報告いたします。詳細につきましては財政管財課長から説明させます。宜しくお願い致します。

財政管財課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告をいたします。

財政健全化指標の算定につきましては、執行期間を含めまして今回で 7 回目となりました。まず実質公債費比率につきましては 11.8 ポイントとなりまして、前年度より 1.9 ポイント改善を致しております。これは算定の分母となります標準財政規模のうち、普通交付税の 3 ヶ年平均は若干の伸びがありましたが、臨時財政対策債の発行可能額が減少し前年度を下回ったものの、それ以上に分子となる公債費の減少が著しく、広域農道整備事業債の増加が今後若干見込まれる公共事業等債があるものの、総合会館建設費用の財源となった全ての起債償還が完済したこと、また、辺地対策債、それから臨時財政対策債、財源対策債等の公債費に係る基準財政需要額が上昇し、分子を更に減少させたこと、これが比率の改善した最も大きな要因となりました。

次に将来負担比率についてですが、54.7 ポイントとなりまして、前年度より 2.9 ポイントと僅かではありますが改善を致しております。これは普通会計の地方債現在高が昨年度よりも 183,206 千円減少したこと。また、福祉組合への負担見込額が 84,901 千円減少したことなどにより、将来負担額が 233,874 千円減額となったことなどが比率減少の要因となりました。今後も下水道事業債の繰入見込みの増加は確実でございますが、普通会計の地方債現在高の減少、或いは充当可能基金の積み増し状況を見ても極端な悪化は無いと思われま。

連結実質赤字比率につきましては、全ての公営企業会計の実質収支に赤字はありませんので該当なしです。

めくってもらって2枚目の裏面です。総括表②をご覧くださいと思います。

まず、一般会計と公共用地等取得造成事業の普通会計の実質赤字比率は、実質収支が黒字のため該当はありません。また、国保、介護、後期高齢者医療、簡水、農集、漁集、公共下水道の全特別会計を含んだ連結実質赤字比率も実質収支が黒字のため該当はありません。

次に総括表③をご覧くださいと思います。

平成25年度決算による実質公債費比率は11.8%になりまして、先程申しましたように前年度の13.7から1.9ポイント減少いたしました。これは平成23年から25年度までの3カ年の比率平均から算出をされますが、上段の①から⑦までが分子の数値であり、中段の⑮⑯⑰の合計額が標準財政規模で分母となります。上段から中段にかけての⑨⑩⑪⑭の交付税措置額が分子と分母からそれぞれ控除される計算となっています。表の平成24年度と25年度を比較した場合に、①の元利償還額が約50,000千円減少したこと、更に⑨から⑭までの交付税措置額を合計して7,000千円増加をいたしており、算定ルール上有利に働いた結果で25年度の単年度の比率が10.18となり、3カ年平均値を改善させております。

次ページの総括表④、将来負担比率でございますが、これは次年度以降から将来に亘る将来負担額として、一段目の表に数値を列記を致しております。平成25年度末の地方債現在高は5,845,241千円、対前年比△138,206千円、△3.0%です。公営企業債等繰入見込額は簡水、農集、漁集、公共下水道事業、4会計の借入償還残高に係る今後一般会計の繰出分といたしまして2,406,344千円。それから組合負担等見込額につきましては、現在加入しております一部組合で、借入償還があるのは東彼地区保健福祉組合だけですので、当組合の25年度末借入残高751,258千円から充当可能基金といたしまして187,555千円を差し引いた残りを、3町で按分した本町分146,957千円が将来の負担となります。退職手当負担見込額は、25年度末現在で退職手当負担金を一般会計で負担している職員数は、特別職を含めまして81人おります。なお、簡易水道事業会計4人分だけは自前での運営ですので除外されます。その81人全てが年度末に自己都合により退職したと想定して、必要となる退職金の負担額が808,792千円で、これが将来負担額の一つとされています。設立法人の負債額の負担見込額ですが、本町で損失補償等の債務負担行為を設定している団体は、県林業公社と県信用保証協会の2団体です。その団体へ将来負担額として2,942千円。この6つが分子の将来負担額Aとしまして、合計で9,210,276千円となります。この将来負担額から控除できるものが、表の中段にあります充当可能財源と致しまして、本町が保有する現金化できる全ての基金が2,295,573千円でございます。ただし、簡水の財政調整基金は除いております。借入金の償還に充当している特定財源といたしまして、公営住宅債の残高への住宅使用料が172,516千円、基準財政需要額算入見込額は公営企業債、福祉組合の借入金を含む全ての借入残高に措置される交付税が5,388,643千円です。この3つの合計がBでございまして7,856,732千円で、差引1,353,544千円が将来負担の純一般財源所要額となります。

分母は、平成25年度の臨時財政対策債発行可能額を含む標準財政規模Cの3,091,182千円から、25年度に借入償還財源として交付税措置されました621,188千円を控除して、残りが2,469,994千円となります。将来負担比率は54.7%となりました。なお、今回の報告に先立ちまして、この比率の算出につきましては8月29日に監査委員さんによる審査を受けておりますが、その意見書を付して報告と致します。以上でございます。

○議長（森敏則君）

以上で、報告 4 号、平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第 13 請願第 2 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

○議長（森敏則君）

次に、日程第 13、請願第 2 号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

只今議題となっています請願第 2 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

- 日程第 14 陳情第 3 号
1. 町有地（旧 千綿紡績跡地 許可番号東彼管第 15 号 東彼杵町瀬戸郷字寺田 734 番地ほか 7 筆 5,083.87 m²）を、東部地区周辺住民の健康づくりの拠点広場として継続使用を求める陳情
 2. 測量設計業務執行においては、町長から地区住民へ十分な説明を求める陳情
 3. 将来この地を宅地として分譲する場合は、瀬戸・駄地地区の公共下水道供用区域にする事を求める陳情
 4. 将来この地に住宅が建築された場合は、周辺用水路（下流の分岐点）の氾濫が懸念されるので、改良工事を求める陳情
 5. 新たな住民が転入される事により、犯罪抑止の為、分譲地及び周辺地区に、防犯カメラ・防犯灯の設置を求める陳情

○議長（森敏則君）

次に、日程第 14、陳情第 3 号、1. 町有地（旧 千綿紡績跡地 許可番号東彼管第 15 号 東彼杵町瀬戸郷字寺田 734 番地ほか 7 筆 5,083.87 m²）を、東部地区周辺住民の健康づくりの拠点広場として継続使用を求める陳情。2. 測量設計業務執行においては、町長から地区住民へ十分な説明を求める陳情。3. 将来この地を宅地として分譲する場合は、瀬戸・駄地地区の公共下水道供用区域にする事を求める陳情。4. 将来この地に住宅が建築された場合は、周辺用水路（下流の分岐点）の氾濫が懸念されるので、改良工事を求める陳情。5. 新たな住民が転入される事により、犯罪抑止の為、分譲地及び周辺地区に、防犯カメラ・防犯灯の設置を求める陳情を議題とします。

只今議題となっています陳情第 3 号は、第 1 項目、第 2 項目及び第 5 項目については、総務厚生常任委員会に、また、第 3 項目及び第 4 項目については、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 15 陳情第 4 号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

○議長（森敏則君）

次に、日程第 15、陳情第 4 号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情を議題とします。

只今議題となっています陳情第 4 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

ここで本日、吉永秀俊君、佐藤隆善君の連署により、発議第 4 号、議員定数問題特別委員会の侮辱に対する懲罰についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第 4 号、議員定数問題特別委員会の侮辱に対する懲罰についてを日程に追加し、追加日程第 1 とし、議題とする事に決定しました。

追加日程第 1 発議第 4 号 「議員定数問題特別委員会」の侮辱に対する懲罰について

○議長（森敏則君）

それでは、追加日程第 1、発議第 4 号、「議員定数問題特別委員会」の侮辱に対する懲罰についてを議題とします。

浪瀬真吾君と滝川初夫君の退場を求めます。

（浪瀬真吾君、滝川初夫君 退場）

○議長（森敏則君）

それでは、提出者の説明を求めます。

提出者、吉永秀俊君。

○6 番（吉永秀俊君）

それでは、議員定数問題特別委員会の侮辱に対する懲罰について。

提案の理由。東彼杵町議会に於いては、去る 8 月 18 日開催の臨時議会において、地方自治法の直接請求制度に基づく条例改正の請求を受理した渡邊町長より上程された、議案第 36 号を慎重審議するため、議員定数問題特別委員会を設置し、参考人聴取等を主旨とする第 2 回特別委員会を、9 月 4 日に開催することを決定しました。

9 月 4 日、当日の委員会では、60 名以上の町民や、マスコミ関係者が傍聴に訪れ、橋村委員長の進行の下、熱意溢れる参考人の意見陳述や、全ての委員による参考人に対する聴取を行い、それぞれの委員の信条に基づく活発で真摯な討論が交わされ、約 3 時間半に亘る白熱した委員会となりました。

その結果、議案第 36 号は賛成 4、反対 5 で否決され、また、昨日、9 月 10 日の定例議会でも賛成 4、反対 6 で否決をされました。

このような経過を経て、昨日、9 月 10 日に上程された発議第 3 号は、議案第 36 号に対して明らかに反対の立場をとる発議であり、さらに提出日は第 2 回特別委員会が開催される以前の 9 月 1 日の日付になっています。

これらの事実は、9 月 4 日に開催された議員定数問題特別委員会においては、既に反対の結論ありきで臨んだことを露呈したものであります。

したがって今回の行為は、9月4日に開催された特別委員会を事実無名の茶番劇と化し、真剣な聴取や討論をした委員全員を侮辱し、その上、多くの準備期間を費やし、真摯な陳述をされた大石参考人や、熱心に傍聴された多くの町民までも愚弄した、正に、町民の民意をくみ上げ、町政に反映させることを本分とする議会議員としてはあってはならない、許されない行為である。

よって、地方自治法第133条、議会の会議又は委員会において侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができるに基づき、発議第3号を提出した浪瀬真吾議員及び賛成者の滝川初夫議員に対する懲罰を求めるものであります。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは、これより発議提出者、吉永秀俊君に対する質疑を行います。

質疑がある方はどうぞ。

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

今日、先程、突然この発議を見せていただきまして、驚いているところでございますけれども。まず、懲罰にかけるには3日以内とされております。したがって、この起算日がいつにあたるか、これは非常に重要な問題になります。これは、私も明確な答えを今持っておりませんが、これから法的な部分を含めて十分に調査させていただきますけれども、発議者たる吉永議員は起算日をいつとされたのか、それとその根拠をお願い致します。

○議長（森敏則君）

発議提出者、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

私としては、議運の議員ではありません。したがって、我々が知る最初の期日は、昨日の9月10日であります。また、本会議に正式に上程されたものは9月10日で、私はそういうふうな解釈をしております。

○議長（森敏則君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

まず順を追っていきます。反対の結論ありきで臨んだことを露呈したものであるという下りがありますが、これは本人でもわからないことではないですか。どうなのですか。

その進行或いは、それぞれの下議員達がそれぞれの賛成反対討論等々聞いて、誰だってやはりひょっとしたらこっちが正しいのではないのか、そうではないのかという結論に至って、変わることで十分あり得る訳ですよ。何故、ではここで反対の結論ありきという文言になったのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

発議提出者、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

橋村議員の正におっしゃるとおりですよ。特別委員会を開けばですね、心を0にして、更にして、意見を言って、そして参考人の意見を聞いて、そして結論を出すための特別委員会ですよ。そうでしょう。それに対して、この日付が9月1日、それで昨日の浪瀬議員の答弁にもありましたように、

明らかに確信犯（取り下げ）ですよ。反対することを、昨日の浪瀬議員の答弁を聞いておきますと、明らかに9月1日にはもう、こういうを出したという事は、定数10には反対という立場をとられたということを、私は昨日のお話でそういう事を理解しました、あの話を聞いて。あの話が無かったら橋村議員の意見も最もだと思いますけど、もう昨日の話によると、9月の1日出した時にはこれを作ってあるわけですから、既に定数12名を10名にする事には反対という立場を述べられたのではないのでしょうか。そういうふうに私は感じましたけど。

○議長（森敏則君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

まずこの間の審査の過程で私は、浪瀬議員にお尋ねした事ですけども、こういった事務手続きを進める上で一番重要な事は、法的瑕疵があるかないか、これが最も重要視されると私は言いましたけども、今もってそういう考えでおりますけども、まずこの発議を出したこと自体においては、全く法的には問題ないわけですよ。それはお分かりですよ。発議を出したこと自体は何ら法的問題ないでしょう。それと、ではお尋ねしますけども、要するに侮辱を受けたという下りがありますけども、この侮辱というのは、特定された個人なのか、或いはその場に参席していた議員全てというふうに解釈して良いのですか。

○議長（森敏則君）

発議提出者、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

そこに書いてあるとおりですよ、橋村議員。あの4日の日にあなたが進行をされたわけですよ、橋村議員が。そして我々は一所懸命自分の思いの丈を述べましたよ。また、大石参考人もかなりの準備期間を作られてですね、ああいう説明をなさったわけですよ。それをですよ、もう結論ありきで聞いていたと思うと、歯痒くないですか。結論ありきで我々が一所懸命しゃべった事を、結論ありきで聞いていた。はっきり言って聞いてなかったということになりますよ。大石さんの説明もですよ、全く聞いていなかったと、だって結論はあるのですから、最初から結論を自分達で決めていらっしゃったのですからね。これは、やはり参考人に対しても無礼だし、それは法的には何もございませんけども、一番最後に書いてありますように、明らかに対象は我々議員です。我々その時の委員が対象です。一番最後に書いてあるでしょう。大石さんに対してはそういう法的な事はございませんから、あくまでも侮辱された対象は我々委員です。その時の委員です。

○議長（森敏則君）

橋村議員は、3回超えておりますので、これ以上の質疑は許しません。他に。

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

先程、ちょっと吉永議員にお尋ねしたいのですが、この時系列の問題で法的な根拠とか言われてますが、例えば町長の議案の提出にしてもですよ、議会運営委員会を開こうが、手元に私達が送付しようが、議長が議案として上程しなければ議案として発生しないのですよ、事案は。ですよ。だから、私は9月10日の議案に対する懲罰動議だと思っているのですが、その辺はそう考えておられますか。

○議長（森敏則君）

発議提出者、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

正に、岡田議員がおっしゃるとおりでございます。議案の提出日は、明らかに 9 月 10 日。そういうふうな解釈をしております。

○議長（森敏則君）

他に。11 番議員、本下君。

○11 番（本下利之君）

私もこの席に居りまして、侮辱を大いに受けた 1 人でございます。提出された根拠法と言われますが、これは、この 133 条の項と、それから委員会規則の中の懲罰提出の 110 条と 111 条に抵触するものであって、こういうものが根拠にあるわけですから、私も正当だと思いますが、提出者はこの件で提出されたわけでしょう。

○議長（森敏則君）

発議提出者、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

本下議員がおっしゃるとおりでございます。間違いございません。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

降壇願います。

それでは、懲罰決議については、会議規則第 110 条の規定により、委員会の付託を省略することができないとされております。したがって本件については、議長と浪瀬議員及び滝川議員を除く 8 名の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって本件については、議長と浪瀬議員及び滝川議員を除く 8 名の委員で構成する懲罰特別委員会を設置して、これに付託して審査することに決定致しました。

ここで暫時休憩致します。

暫時休憩（午後 0 時 15 分）

再 開（午後 0 時 19 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

先程の、発議提出者、吉永君から答弁の中で訂正したい文があるということの申し出があります。これを許可します。

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

先程私、橋村議員の質問に対しまして、（取り下げ）という言葉を使ってしまいました。これは不適切な言葉であったという事で、ここで正式に取り下げをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（森敏則君）

それでは、只今設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって懲罰特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩を取って委員会条例第8条第2項の規定によって委員会を開いていただき委員長、副委員長の互選をして頂きます。

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後0時21分）

再 開（午後0時26分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

只今、委員長、副委員長の選任が行われましたので発表いたします。

懲罰特別委員会委員長に本下利之君、副委員長に堀進一郎君に決定を致しました。

ここで、浪瀬真吾君、滝川初夫君の入場を許可します。

（浪瀬真吾君、滝川初夫君 入場）

○議長（森敏則君）

以上で本日の日程は全部終了致しました。

本日はこれで散会致します。お疲れ様でした。

散 会（午後0時28分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 森 敏則

署名議員 吉永 秀俊

署名議員 佐藤 隆善